令和８年度　保育士修学資金　募集要項

１．修学資金貸付制度の概要

保育士の資格取得を目指して養成施設(※1)に在学する学生のみなさんの修学を支援し、山形県内(※2)で従事する質の高い保育士の養成を目的とした修学資金です。養成施設に在学中の修学資金（月５万円上限）の他、入学準備金や就職準備金をお貸しします。さらに令和７年度から最終学年の学生のみなさんを対象に就職準備金だけでも借りることができるようになりました。また、養成施設を卒業後、保育士の登録を行い、山形県内で３年間継続して保育業務に勤務した場合、返還が免除されます。

（※1）児童福祉法第１８条の６に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設
（※2）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外も含みます（この場合原則５年間業務従事）

貸付対象者	**次のすべてを満たす方** ① 保育士の養成施設に令和８年４月に入学または在学している方で、卒業後、山形県内において保育業務に従事しようとする方。 ② 養成施設入学前の１年の期間、本人またはその配偶者若しくは一親等の親族が県内に住民登録している方。または、山形県内の養成施設に在学している方。 ③ 優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方。 ④ 他の都道府県の本修学資金を借り受けていない方。 ※「山形県若者定着奨学金返還支援事業」など、国庫補助を活用し返還免除となる奨学金を利用している場合は、本修学資金の利用はできません。 （ご不明な点は山形県社会福祉協議会までお問合せ下さい。）
貸 付 金 額	① 修学資金　　月額5万円以内 ② 入学準備金　　２０万円以内（初回の貸付時） ③ 就職準備金　　２０万円以内（最終回の貸付時） （最終学年の方のみ就職準備金だけを貸付することも可能）
貸 付 期 間	令和８年４月分から養成施設に在学する期間（※ただし、２年間を限度とします）
資金の交付	貸付契約後、貸付金は年２回に分けて指定の口座に振り込みます。 （貸付決定後の第１回目の修学資金等の交付は８月中旬頃の予定） （就職準備金のみの貸付の場合は８月中旬頃に一括送付の予定）
貸 付 利 子	無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します）
連帯保証人	１名必要
返還の免除	養成施設の卒業の日から１年以内に保育士の登録を行い、県内の施設等で児童の保護等の業務（保育業務）に就き、３年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。（一部５年間の場合あり）
返　　還	原則一括による返還とします。県内で保育業務に従事した場合や疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ月賦が可能です。月賦の場合、返還期間は修学年限が２年以上の場合は修学年限の2倍、修学年限が１年の場合は３年とします。

2．令和8年度貸付決定予定者数

保育士修学資金　　概ね１００名

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。

http://www.ymgt-shakyo-j2.info/

3．申請の手続き

（1）申請の期限　　令和8年5月１５日（金）必着

※申請者は在学する養成施設に提出してください。

養成施設は申請をとりまとめて上記期間までに、山形県社会福祉協議会に提出してください。（郵送の場合は簡易書留郵便で郵送してください）

（2）提出書類

① 修学資金貸付申請書（第１号様式）
② 養成施設長の推薦状（第２号様式）※養成施設は申請者の一覧を添付してください
③ 住民票謄本（世帯員全員が記載された住民票、発行後３カ月以内、個人番号以外省略のないもの）
④ 生計維持者（原則として父母）の収入を証明する書類
（市町村の発行する市町村県民税（所得・課税）証明書）
※収入金額又は所得金額、控除の内訳が明記されているもの、課税額のみは不可
⑤ 連帯保証人（原則として父母のいずれか）の収入を証明する書類（上記④参照）
⑥ 入学時に４５歳以上であり、かつ離職して２年以内の場合は離職証明書
⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
⑧ 返信用封筒（角２号　240mm×332mm）・通信用切手（180 円分の切手）
返信封筒に返送先の住所・氏名を明記してください

（注１）必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
（注２）提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。
（注３）提出された書類は返却しません。

4．貸付可否の決定（事務手続きの予定）

申請期限後に、貸付審査委員会で審査し、７月中旬頃に結果をお知らせします。

貸付けが決定した場合、契約締結（借用書等の提出）をし、８月中旬頃に指定口座に送金（入学準備金・前期分）をします。就職準備金のみの貸付が決定した場合も、契約締結（借用書等の提出）をし、８月中旬頃に指定口座に一括送金します。

5．申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター
〒990−0021　山形市小白川町２丁目３−３０　電話 ０２３（６３３）７７３９
ホームページ　http://www.ymgt-shakyo-j2.info/